



2025年3月

防災管理者等研修会・コンビナート事業所保安対策推進連絡会

資料4

神奈川県石油コンビナート等防災計画の 修正について

神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 消防保安課
高圧ガス・コンビナートグループ

石油コンビナート等防災計画の目的・性格

- 石油コンビナート等特別防災区域での事故・災害の未然防止・拡大防止のため、石災法第31条の規定に基づき防災本部（県が庶務を担う）が作成・見直す計画。
- 特別防災区域で発生した災害への対処に関し、県、関係市、特定地方行政機関及び関係公共機関並びに特定事業所が一体となり実施すべき業務を定めた総合的かつ基本的な計画で、地域防災計画とともに本県の防災対策の根幹をなすもの。

石コン防災計画（石災法）

- ◆災害想定
- ◆災害予防計画
- ◆災害応急計画
- ◆南海トラフ地震に関する
事前対策計画
など

調整が
図られる

地域防災計画（災対法）

- ◆応急活動事前対策
- ◆応急活動対策
- ◆復旧・復興対策
- ◆南海トラフ地震に関する
事前対策
など

神奈川県石油コンビナート等防災計画

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5050/p15003.html>

石油コンビナート等防災計画 修正内容

- ・コンビナート地域における高圧ガスの製造許可等の権限を横浜市及び川崎市に令和7年（2025年）4月1日に移譲することに伴う修正
- ・前回修正（令和2年3月）以降の時点修正

【主な修正内容】

(1) 権限移譲に伴う県、横浜市及び川崎市の役割の見直し（第1編）

権限移譲後も、従前と同様にコンビナート地域における防災活動、応急活動等が適切に実施できるよう、県、横浜市及び川崎市の役割を見直し、実施責任や処理すべき事務等に反映する。

(2) 時点修正

- ・大型の石油タンクに義務付けられている地震対策について、猶予期間が令和6年3月に満了したことを踏まえた修正を行う。（第4編）
- ・危険物施設に関する風水害対策を推進するため、特定事業所において、国の防災基本計画に沿った規程類の整備及び必要な措置等を講じる旨を追加する。（第4編）
- ・機関名の追加・変更等の語句修正を行う。（第3編以外）

修正箇所（抜粋）

第4編 災害予防計画

第1章 **特定事業所における予防対策**

第1節 保安管理の徹底

特定事業所の予防対策に係る
主な修正箇所
(抜粋)

（3 地震・津波対策）

危険物の特定屋外タンク（浮き屋根等のスロッシング対策を含む）及び準特定屋外タンクについて、対策を講じて基準適合させた後も、引き続き適切な施設の維持管理を行う内容に修正。

（4 風水害対策）※新設

「危険物施設の風水害対策の一層の推進について（消防庁危険物保安室長通知、令和3年3月30日消防危第49号）」等を踏まえ、規程類の整備及び必要な措置等を講じることを追加。

（5 施設、設備等の高経年化対策等）

危険物タンク本体の側板の点検について、既に記載済の消防庁指針に加え、「特定屋外貯蔵タンクの側板の詳細点検に係るガイドラインについて（平成25年3月総務省消防庁）」を記載。

石油コンビナート等防災計画の修正について

修正した計画は県ホームページに掲載

※ 令和7年（2025年）4月1日 反映予定

神奈川県石油コンビナート等防災計画（令和7年4月）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5050/p15003.html>